

PRESS RELEASE

岩見沢市総務部秘書課広報室

令和7年4月1日

問合せ先

(医療事故関係)

市立総合病院 事務部

電話：0126-22-1650 (内 1260)

担当：事務部長 青山 毅

医事課長 小林 貴

(処分関係)

総務部 職員課

電話：0126-35-4827

担当：職員課長 篠田 道生

令和6年1月発生の市立総合病院における医療事故と再発防止について

岩見沢市立総合病院で令和6年1月に発生した医療事故について、ご遺族からは今回の事故に際し、刑事事件としての取り扱いについて解決がなされるまでは詳細な公表は控えてほしいとの意向が示されており、当該職員が3月12日付で札幌地方検察庁岩見沢支部より不起訴処分となったことを受け、市としての処分を決定したことから、ここに本医療事故の概要と再発防止について公表いたします。

【医療事故の概要と経過】

当院において令和6年1月に脳出血で入院していた50代男性の吸入処置をする際、当該職員が吸入器の取り扱いを誤り、緊張性気胸で死亡したものの。

当院では、事故の原因究明と再発防止策を講じるため、外部の専門家を含む医療事故調査委員会を開催しました。

同委員会の報告書も踏まえた再発防止策として

- ・気管挿管チューブの口径に合わない吸入ネブライザーの変更
- ・人工呼吸器を使用していない患者の挿管チューブからの吸入は原則禁止

に取り組むほか、院内医療機器の使用方法や取り扱いの見直しを改めて行い、全部署に周知を行うとともに、本事案が風化しないよう定期的に情報発信や手順書の確認作業を繰り返すことといたしました。

再発防止策の一覧については、別添のとおりとなっており、詳細については、お問い合わせください。

【職員の処分】

- ・処分内容 ～ 当該職員に対して、地方公務員法第29条第1項第3号に基づく「戒告」の懲戒処分とし、管理監督責任として所属の部長を厳重注意としました。
- ・処分日 ～ 令和7年4月1日

お亡くなりになられました患者様には心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様には多大なご心痛をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

二度とこのような医療事故を起こさないよう再発防止に努め、最善で適切な医療を提供できるよう、職員一丸となって努力してまいります。

院長 高橋 典彦